

神山町農業委員会

議 事 録

令和5年9月28日開催

神山町農業委員会議事録

令和5年9月28日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（13人）

1番	河口 正紀	2番	鳥庭 純子	3番	原田 健義
4番	森本 守	5番	岡本 悦男	6番	松原 和久
7番	相原 利章	8番	藤森 正三	9番	高橋 正和
10番	鍛 喜文	11番	山本 實義	12番	加藤 宏行
13番	河野 宏吉				

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（5人）

広野地区	佐藤 重樹	阿川地区	阿部 純孝
鬼籠野地区	河野 一弥	神領地区	小川 利文
下分、左右内、上分地区	栗飯原 俊幸		

・欠席農地利用最適化推進委員は次のとおり（1人）

下分、左右内、上分地区 竹内 利夫

・出席した職員は次のとおり（2人）

事務局長 滝上 博文 事務局次長 河野 あかね

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたく思います。本日は、全員の委員さんに出席いただき、定数に達しておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の竹内委員さんより欠席の連絡がありました。

なお、本日は河野町長、竹内副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会宣言を会長お願いします。」

2. 開会宣言（午後1時28分）

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

（河野会長挨拶）

局長「ありがとうございます。議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5条により、河野会長に議長を務めて頂き、議事の進行をお願いいたします。」

3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第22号 非農地証明願について
日程第3 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第24号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について
日程第5 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。3番原田委員さん、4番森本委員さんをお願いいたします。なお、会議書記には事務局の河野事務局次長を指名いたします。」

5. 議案第17号について

議長「日程第2 議案第17号非農地証明願についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の3ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号8番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●●さんから、農地が山林となっている●筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となっております。

4ページから7ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題ございません。

申請地の場所についてですが、8ページに位置図、9ページから11ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●から●●●●●周辺で、●●●●●宅から●へ約●●●mから●●●mの●●に位置しております。

12ページ、13ページに現況写真を添付しており、既に農地への復元が困難であることが確認できます。

14ページから19ページには非農地化を裏付ける資料として昭和51年9月29日以前に撮影された航空写真を添付しており、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

受付番号8番の説明は以上でございます。

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号8番の担当委員の12番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「9月14日に現地を見て参りました。●●●●の方で、集まっている方で、現地を歩いて確認して参りました。回りが山林になっておりまして、現地の方も山林になっておりましたことを確認して参りましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第22号受付番号8番の説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第22号非農地証明願による許可申請について受付番号8番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第22号非農地証明願による許可申請について受付番号8番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第23号について

議長「日程第3 議案第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の20ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、説明をいたします。受付番号10番の譲受人の●●●さんが譲渡人の●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

22ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、23ページに位置図、24ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●で●●●●●の●●に位置しております。25ページに現況写真を添付しております。

26ページをご覧ください。譲受人 ●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。構成員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は畑●●●●㎡で合計も同じでございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●、●●●を栽培し、自家消費分を除いた全量を販売する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。

27ページをご覧ください。●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●さんの所有農地は●●●●㎡で合計も同じでございます。借入地はございません。

28ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、●●、●、●●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、耕耘機●台を所有、トラック●台をリースしております。

29ページをご覧ください。農作業 常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は申請者の●●さんが●●●日、妻の●●さんが●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

30ページには譲受人の●さんの住民票を添付しております。

受付番号10番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号10番下分字左右山の担当委員の11番山本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

ての受付番号10番、11番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号10番、11番は原案のとおり決しました。」

7. 議案第24号について

議長「日程第4 議案第24号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の51ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「受付番号1番についてご説明をいたします。本件は、申請者の●●●●さんが、令和3年4月7日に農地法第5条の規定による許可を受けた宅地への転用について、駐車場及び庭の形状変更をしたことによる許可後の事業計画変更の案件でございます。

申請地の場所についてですが、52ページに位置図を添付しております。申請地は●●●●●●●で、●●宅の●●に位置しております。53ページに事業計画書を添付しております。

54ページ及び55ページをご覧ください。土地利用計画図の変更前と変更後でございます。赤のラインが田と宅地の分筆ラインとなっております。56ページに変更前と変更後を重ねた図面を添付しております。当初の計画では、駐車スペースを広くとるため、田 ●●●●㎡の内●●●●㎡を宅地に転用する計画でしたが、残存する田で●●栽培時に、直線が多い方が機械の搬入及び稼働など作業効率が良いこと、また、敷地北側に高低差約2.5mに、空石積の擁壁があり、居宅と石積の距離をとるために分筆ラインを変更しております。このことにより、転用面積が●●●●㎡少ない●●●●㎡となり、今回の申請に至っております。

57ページに変更後の分筆計画図、58ページに計画の変更についての理由書を添付しております。59ページに、当初申請時から住所の変更がございましたので、住民票を添付しております。

受付番号1番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の1番河口委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。」

河口委員「事業計画の変更理由にありますように、形状変更に伴う軽微な変更であり、現地も回りの農地等に対する影響は考えられないことから特に問題ないと考えております。」

議長「議案第24号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がありませんので、議案第24号について原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第24号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についての受付番号1番は原案のとおり許可相当とし、県知事に送付いたします。」

8. 議案第25号について

議長「日程第5 議案第25号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をお願いします。」

局長「議案書の60ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。番号2について説明をいたします。借人の●●●●さんの構成員は●人で●人が農業に従事しております。年間の農作業従事日数は●●●日、農機具の所有状況は、管理機●台、草刈り機●台、軽トラック●台、トラクター●台、運搬車●台でございます。

番号3について説明をいたします。借人の●●●●●●●●の構成員は●人で●人が農業に従事しております。年間の農作業従事日数は●●●日、農機具の所有状況はトラクター●台、コンバイン●台、クレーン付3.5トン車●台、軽トラック●台、田植機●台、小型耕耘機●台でございます。

番号4について説明をいたします。借人の●●●●●●●●さんの構成員は●人で●人が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は、トラクター、軽トラック、コンバイン、田植機、草刈り機、動噴を各●台所有しております。

以上でございます。

議長「議案第25号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第25号について原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第25号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

会長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後1時50分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

3 番委員

4 番委員